

問 22：私は、転任に伴い単身赴任しましたが、帰省先住居と赴任先住居との間を移動する途中で災害が発生した場合には、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

転任に伴って、単身赴任先住居と帰省先住居の間の移動を合理的な経路及び方法により行う場合には、通勤として認められるため、この間の移動途中で災害が発生した場合には労災保険の適用となります。

ただし、労災保険の適用を受けるためには、その前提として、労災保険法の「通勤」の要件を満たす必要があります。単身赴任者が行う帰省先住居と赴任先住居との間の移動中の災害は、次の要件を満たせば通勤災害と認められ労災保険給付を受けることができます。

1. 赴任直前の住居と赴任先就業場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難^{注)}なため住居を移転した労働者であること。

^{注)} 「距離等を考慮して困難」とは、転任直前の住居と就業の場所との距離が、最も経済的かつ合理的な経路で判断して、距離 60km 以上の場合又は 60km 未満であっても、移動方法、移動時間、交通機関の状況等から判断して 60km 以上の場合に相当する程度に通勤が困難な場合とされています。

2. 配偶者が引き続き就業するなど、やむを得ない事情により、赴任直前に居住する配偶者（と別居することとなったものであること）。
3. 配偶者がいない場合であって、18 歳に達する年度末までにある子が在学中である等など、やむを得ない事情により、赴任直前に居住している子と別居することとなったものであること。
4. 要介護状態にある父母等親族が引き続き赴任直前に居住していた地域で介護を受けなければならないなど、やむを得ない事情により当該父母等親族と別居することとなったものであること。
5. 帰省先住居への移動についても、反復・継続性が認められる場合は、帰省先住居も通勤災害における「住居」として認めて差し支えないこと。なお、原則として、赴任先住居から帰省先住居への移動の場合は勤務日当日又はその翌日の移動とし、帰省先住居から赴任先住居への移動の場合は勤務日当日又はその前日の移動とす

る。

(参考通達)

平成 18 年 3 月 31 日 基発第 0331042 号